

「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

信託業法施行規則

関係条文	コメントの概要	金融庁の考え方
第 23 条第 1 項、 第 62 条第 1 項、 第 74 条第 1 項	免許申請書記載事項あるいは登録申請書記載事項に変更があった場合は、2 週間以内に届出を行わなければならない、その際、届出書のほかに、添付書類及びその写しを提出する必要がある。 改正案では、「やむを得ない事由があるときは、添付書類は、届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。」とされているが、「その写し」についても、同様に「届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる」と解して良いか。	そのようなご理解で結構です。その点を明確化すべく規定を修正いたしました。
	やむを得ない事由とは、具体的にはどのような場合が該当するのか。 また、提出後遅滞なくとは、具体的にどの位の期間を想定しているのか。	登記事項証明書等公的書類の取得に日数を要するなど、やむを得ない事由により届出期間内に添付書類の入手が困難である場合に、当該書類の入手後直ちに提出することなどが想定されます。